

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書

利用者 (以下、「甲」といいます。)と山口市が指定する山口市基幹型地域包括支援センター(以下、「乙」といいます。)は乙が甲に対して行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 乙は甲に対し、介護保険法等の関係法令等及び本契約書に従い、公正中立な立場から、甲が可能な限りその居宅において、甲の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の選択及び同意に基づいて介護予防サービス・支援計画を作成するとともに適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整、その他の便宜の提供を図ることを目的とします。

(契約の有効期間)

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から要支援認定の有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間中に甲から乙に対して、契約終了の申し出がない限り、この期間満了後、継続して次の要支援認定の有効期間まで契約を延長することとし、以後も同様とします。

2 この契約の期間について、甲が事業対象者の場合には、事業対象者として認定された日から起算して1年を経った月の末日までとします。契約期間中に甲から乙に対して、契約終了の申し出がない限り、この期間満了後、継続して次の事業対象者として認定された日から起算して4年を経った月の末日まで契約を延長することとし、以後も同様とします。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容)

第3条 乙は、甲及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス等の適切な利用等することができるよう、次に定める事項を行います。

- (1) アセスメント(状態の把握・分析)の実施
- (2) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 介護予防サービス・支援計画書原案の説明及び同意、介護予防サービス・支援計画書の交付
- (5) モニタリング(状況の把握)
- (6) 評価
- (7) 給付管理業務
- (8) 日常の甲及びサービス提供事業者との連絡調整

(9) その他指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに必要な支援

2 利用するサービスの種類によっては、前項(3)及び(5)を省略することがあります。

(介護予防サービス・支援計画の変更等)

第4条 甲が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合、又は乙が介護予防サービス・支援計画の変更を必要と判断した場合は、乙は甲の意見を尊重し、甲乙双方の合意をもって、速やかに介護予防サービス・支援計画を変更するとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 乙は、甲が介護予防サービス・支援計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

(業務の委託)

第5条 乙は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

(利用料)

第6条 乙が提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係るサービス料金は無料となります。ただし、介護保険料の滞納等により、料金が必要となる場合があります。

2 前項のほか、甲が山口市以外の地域へ訪問を受けて指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を受ける場合には実費相当額の交通費が必要となる場合があります。

(契約の解約及び終了)

第7条 甲は、乙に対して、本契約の解約を希望する少なくとも10日前までに解約を申し出ることにより、甲が希望する日をもって、本契約を解約することができます。

2 甲は、乙が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

3 乙は、甲の著しい不信行為等により本契約を継続することが困難となった場合等には、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解約することができます。

4 以下のいずれかに該当するときは、その定める日をもって、自動的に終了します。

(1) 甲が死亡等により介護保険の被保険者としての資格を喪失したとき

(2) 甲が介護保険施設等へ入所したとき

(3) 甲が要介護認定を受けたとき、又は要支援認定、事業対象者として認定されなくなったとき

(事故発生時の対応等)

第8条 乙は、甲の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して、甲のけがや体調の急変があった場合等事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、医師やご家族等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 乙は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、乙の故意又は過失によらないとき又は、甲やご家族等の原因により発生した場合は、この限りではありません。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た甲及びそのご家族等に関する秘密については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た甲又はご家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 乙は、あらかじめ文書により甲の同意を得た場合には、甲に介護予防サービス等を提供するサービス事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(虐待防止のための措置)

第10条 乙は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際しては、甲の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のために必要な虐待防止のための指針を整備し、委員会の定期的な開催等、担当者を設置し、適切な措置を講ずるものとします。

2 業務にあたり、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに山口市へ通報するものとする。

(苦情対応)

第11条 甲は、提供された指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合には、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 乙は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、甲乙協議の

上、定めます。

本契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 利用者

住 所

氏 名

印

(乙) 山口市基幹型地域包括支援センター

山口市

山 口 市 長

伊 藤 和 貴

印

印